

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年5月14日
【会社名】	株式会社家族亭
【英訳名】	KAZOKUTEI CO., LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 入江 一晃
【本店の所在の場所】	大阪市北区茶屋町8番34号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)
【電話番号】	(06)6227-6030 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務執行役員 後藤 秀明
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区伏見町四丁目2番14号
【電話番号】	(06)6227-6030 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務執行役員 後藤 秀明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成26年5月9日開催の取締役会において、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社（以下、「H<sub>2</sub>Oリテイリング」といいます。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 本株式交換の相手会社に関する事項

#### ① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(平成26年3月31日現在)

商号	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
本店の所在地	大阪府大阪市北区角田町8番7号
代表者の氏名	代表取締役社長 鈴木 篤 ※平成26年4月1日付で就任
資本金の額	17,796百万円
純資産の額（連結）	182,277百万円
総資産の額（連結）	377,716百万円
事業の内容	グループ会社の経営企画・管理

#### ② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

(連結)

事業年度	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高（百万円）	505,588	525,154	576,852
営業利益（百万円）	9,957	10,670	17,313
経常利益（百万円）	10,309	11,338	18,160
当期純利益（百万円）	1,057	6,200	295

(単体)

事業年度	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高（百万円）	8,065	7,714	11,026
営業利益（百万円）	1,828	1,141	4,454
経常利益（百万円）	2,038	1,607	5,036
当期純利益（百万円）	356	1,919	3,237

#### ③ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成26年3月31日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（%）
阪神電気鉄道(株)	14.26%
(株)高島屋	10.00%
阪急阪神ホールディングス(株)	7.48%
ノーザントラストカンパニー (エイブイエフシー)	3.51%
リ15PCT トリーティー アカウント	
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株) (信託口)	3.40%

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社の発行済株式数の73.17%を所有
人的関係	取締役2名及び顧問2名が当社の取締役に就任しております。また監査役1名が当社の監査役に就任しております。
取引関係	当社との間では、資金貸借取引があります。

(2) 本株式交換による完全子会社化の目的

H2Oリテイリンググループは、これまで永続的に企業価値を高めていくために、「地域住民への生活モデルの提供を通して、地域社会になくしてはならない存在であり続けること」という企業理念のもと、平成26年度(2014年度)を最終年度とする長期事業計画「GP10(グランプリテン)計画」を策定し、基本戦略である「関西圏での小売事業の集中的な展開によるマーケットシェアの拡大」という方針に基づき、阪急・阪神百貨店両本店をフラッグシップに、郊外型百貨店や食品スーパー、個別宅配などの小売事業を展開して、関西マーケットにおけるシェアの拡大を進めてまいりました。

平成23年8月には、さらなるマーケットシェアの拡大を企図して、関西圏及び首都圏を中心に、そば・うどんを主とした飲食店を直営及びフランチャイズで展開している当社の普通株式に対する公開買い付けを実施し、当社はH2Oリテイリングのグループ企業となりました。その後、H2Oリテイリンググループと当社とは、共通の方針のもと、小麦・米などをはじめとした食材や資材の共同仕入れの実施によるコスト削減や、百貨店のハウスカード顧客への販促施策実施による相互送客、グループ内のシェアードサービス活用による業務の効率化等を推進するなどH2Oリテイリングと当社は、既にグループ企業として経営戦略を共有し、共同で各種施策に取り組むことで、一定の成果をあげております。

しかしながら、外食業界を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続いており、当社におけるより一層の収益性の強化ならびにH2Oリテイリンググループの企業価値の最大化を図るためには、これまで以上にH2Oリテイリングと当社が強固な協力体制を構築し、当社の経営戦略について機動的な意思決定を可能とする枠組みの構築が必須であり、そのためにH2Oリテイリングが当社を完全子会社化することが、最善の策であるとの結論にいたりました。

本株式交換により、当社は上場廃止となることで、業績への影響が大きい大胆な店舗のスクラップアンドビルドや改装の実施、抜本的な事業の見直し・再編などを、短期的な業績変動に捉われることなく積極的に実施することができるようになることで、グループ収益の最大化を企図した中長期的な視野からの戦略的な投資・事業展開が可能となります。また、親子上場に係る潜在的な利益相反の可能性を排除するとともに、上場維持管理コストや人的リソースを効果的に事業へ再配分していくことで、より効率的な経営基盤の構築を目指してまいります。

(3) 本株式交換による完全子会社化の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他の本株式交換契約の内容

① 本株式交換による完全子会社化の方法

本株式交換による当社の完全子会社化の方法については、H2Oリテイリングを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、H2Oリテイリングについては、会社法第796条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により行う予定です。当社については、平成26年6月18日に開催予定の当社の定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けたうえで行う予定です。

② 本株式交換に係る割当ての内容

	H2Oリテイリング (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	1

(注) 1. 株式の割当比率

本株式交換によりH2Oリテイリングが当社の発行済株式(H2Oリテイリングが保有する当社の株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における当社の株主の皆様(但し、H2Oリテイリングを除きます。)に対し、その保有する当社の普通株式1株につき、H2Oリテイリングの普通株式1株を割当交付します。なお、前記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

2. 本株式交換により交付するH2Oリテイリングの株式数

H2Oリテイリングは、本株式交換により交付するH2Oリテイリングの普通株式1,867,545株(予定)全てについてH2Oリテイリングが保有する自己の普通株式を充当する予定であります。

当社は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において有する全ての自己株式（本株式交換に関する会社法第785条に基づく株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）を基準時をもって消却する予定です。

本株式交換により割当交付する株式数については、当社による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

### 3. 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、H2Oリテイリングの単元未満株式（1,000株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。H2Oリテイリングの単元未満株式を保有することになる株主の皆様につきましては、本株式交換の効力発生日以降、H2Oリテイリングの株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

#### i 単元未満株式の買取り制度（1,000株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、H2Oリテイリングの単元未満株式を保有する株主の皆様が、H2Oリテイリングに対してその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

#### ii 単元未満株式の買増し制度（1,000株への買増し）

会社法第194条第1項及びH2Oリテイリングの定款の定めに基づき、H2Oリテイリングの単元未満株式を保有する株主の皆様が、H2Oリテイリングに対してその保有する単元未満株式と併せて1単元となる数の単元未満株式の売渡しを請求することができる制度です。

なお、H2Oリテイリングは、本日開催の取締役会において、平成26年9月1日を効力発生日とする単元株式数の変更（1,000株から100株）及び株式併合（2株を1株へ併合）に関する議案を平成26年6月24日開催予定の同社定時株主総会に付議することを決議しております。かかる単元株式数の変更及び株式併合は、共にそれぞれの効力発生を停止条件としております。当該単元株式数の変更の効力が発生いたしますと、平成26年9月1日以降、上記3.「単元未満株式の取扱い」の記載中、1,000株とあるのは100株に読み替えることとなります。また、H2Oリテイリング株式100株は、本株式交換の効力発生日から平成26年8月31日までの間においては、本株式交換前の当社株式100株に相当することになり、平成26年9月1日に予定されている株式併合の効力発生日以降においては、本株式交換前の当社株式200株に相当することになります。

その結果、本株式交換の効力発生日から、平成26年8月31日までの間においては、当社の株主の皆様のうち6割強の方が単元未満株式のみの保有となる見込みですが、平成26年9月1日予定の単元株式数の変更及び株式併合の効力が発生いたしますと、単元未満株式のみを保有する株主数が5割弱に減少する見込みです。

### ③ その他の本株式交換契約の内容

当社とH2Oリテイリングが平成26年5月9日に締結した本株式交換契約の内容は次のとおりであります。

#### 株式交換契約書

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社家族亭（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社として株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。
2. 本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。
  - (1) 株式交換完全親会社  
商号：エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社  
住所：大阪市北区角田町8番7号
  - (2) 株式交換完全子会社  
商号：株式会社家族亭  
住所：大阪市北区茶屋町8番34号

## 第2条 (株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（但し、甲の有するものを除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わる金銭等として、その保有する乙の普通株式の数の総数に1を乗じて得た数の甲の普通株式を、甲が保有する自己株式を処分する方法により交付する。
2. 前項の規定により交付される甲の普通株式の割当てについては、基準時の乙の各株主（但し、甲を除く。）に対し、その保有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

## 第3条 (株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金：金0円
- (2) 資本準備金：会社計算規則第39条第2項の定めに従い甲が決定する額
- (3) 利益準備金：金0円

## 第4条 (効力発生日)

本株式交換が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成26年8月1日とする。但し、本株式交換の手の進行に応じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

## 第5条 (株式交換契約承認株主総会)

1. 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第4項の規定により、本株式交換に関して甲の株主総会による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、定時株主総会又は臨時株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、平成26年6月末日までに、定時株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

## 第6条 (剰余金の配当の限度額等)

1. 甲は、平成26年3月31日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり6.25円、総額13億円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、平成26年3月31日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり5円、総額4千万円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本契約締結後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

## 第7条 (会社財産の管理等)

1. 甲及び乙は、本契約の締結後、本効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。
2. 前項にかかわらず、乙は、法令等に従い、乙が基準時までには保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時までには消却するものとする。

## 第8条 (本契約の変更及び解除)

本契約の締結後、本効力発生日に至るまでの間に、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

## 第9条 (協議事項)

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、甲及び乙が協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年5月9日

甲：大阪市北区角田町8番7号  
エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社  
代表取締役社長 鈴木 篤

乙：大阪市北区茶屋町8番34号  
株式会社家族亭  
代表取締役社長 入江 一晃

#### (4) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

##### ① 割当ての内容の根拠及び理由

上記(2)「本株式交換による完全子会社化の目的」に記載のとおり、当社における、より一層の収益力の強化ならびにH2Oリテイリンググループの企業価値の最大化を図るための協議を、平成25年12月から両社間で開始し、当社の経営戦略について機動的な意思決定を可能とする枠組みの構築が必須であるとの結論に至ったことから、本株式交換によりH2Oリテイリングが当社を完全子会社化することを決定しました。

上記(3)②「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率の算定に際し、H2Oリテイリングは株式会社アイ・アール ジャパン（以下、「アイ・アール ジャパン」といいます。）を、当社は三菱UFJ信託銀行株式会社（以下、「MUTB」といいます。）を、それぞれ株式交換比率算定のための第三者算定機関として選定いたしました。

H2Oリテイリングは、第三者算定機関であるアイ・アールジャパンから受領した株式交換比率算定書、H2Oリテイリング及び当社と重要な利害関係を有しない法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言等を勘案し、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、H2Oリテイリング及び当社の株主の皆様様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

当社は、下記(6)「公正性を担保するための措置」及び(7)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるMUTBから受領した価値算定報告書、当社及びH2Oリテイリングと重要な利害関係を有しない法務アドバイザーである弁護士法人第一法律事務所（以下、「第一法律事務所」といいます。）からの助言、H2Oリテイリングと利害関係を有しない当社の社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている椿本雅朗氏及び草尾光一氏から、平成26年5月9日付けで受領した本株式交換に関する当社の決定が当社の少数株主の皆様にとって不利益なものではないという旨の意見書等を踏まえて慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率はMUTBによる株式交換比率算定の結果からも合理的な水準にあり、当社の少数株主の皆様にとって不利益なものではないとの判断に至ったことから、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

これらの算定結果、助言、意見書等に加え、それぞれの財務状況、業績動向、株価動向等のその他の要因も総合的に勘案しながら、両社で慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率はそれぞれの株主の皆様にとって妥当であるものと判断し、平成26年5月9日、本株式交換を行うことを決定し、両社間で株式交換契約を締結しました。

##### ② 算定機関の名称及び上場会社との関係

アイ・アール ジャパン及びMUTBはいずれもH2Oリテイリング及び当社から独立した算定機関であり、H2Oリテイリング及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

##### ③ 算定の概要

アイ・アール ジャパンは、H2Oリテイリングが東京証券取引所市場第一部、当社が東京証券取引所JASDAQに上場しており、市場株価が存在していることから、両社の普通株式について市場株価平均法により算定を行いました。また、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映する目的から、両社から受領した将来の事業計画とヒアリングにより得た情報に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法であるディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます。）による算定を行いました。加えて、両社ともに比較可能な上場類似会社が存在し、類似会社比較法による株式価値の算定が可能であることから、類似会社比較法による算定を行いました。

アイ・アール ジャパンは、市場株価平均法については、両社とも、平成26年5月8日を算定基準日として、H2オリテイリングが平成26年1月31日にイズミヤ株式会社との株式交換による経営統合の公表を行っていることから、算定基準日、算定基準日以前の1週間（平成26年5月2日から平成26年5月8日まで）、算定基準日以前の1ヶ月間（平成26年4月9日から平成26年5月8日まで）、算定基準日以前の3ヶ月間（平成26年2月10日から平成26年5月8日まで）、イズミヤ株式会社との統合公表日の翌日から算定基準日まで（平成26年2月3日から平成26年5月8日まで）の東京証券取引所における両社の普通株式の出来高加重平均値に基づき算定を行いました。

DCF法については、割引率は加重平均資本コストを使用し、H2オリテイリングの割引率は4.14%~4.34%を採用し、当社の割引率は2.51%~2.71%を採用しております。継続価値の算定においては永久成長率法を採用し、両社ともに永久成長率を-0.5%~0.5%としております。アイ・アール ジャパンがDCF法による算定において前提とした、H2オリテイリングの平成26年度から平成29年度までの利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、当社の平成26年度から平成29年度までの利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。加えて、受領した財務予測には本株式交換の実施によるシナジー効果等の影響は含まれておりません。

類似会社比較法については、H2オリテイリングは、事業ポートフォリオが類似する会社として、J.フロントリテイリング株式会社、株式会社三越伊勢丹ホールディングス、株式会社高島屋、株式会社松屋、株式会社近鉄百貨店、株式会社パルコ、株式会社丸井グループ、株式会社井筒屋を選択し、指標としてEBITDAマルチプルを用いました。当社は、事業ポートフォリオが類似する会社として、株式会社トリドール、株式会社リンガーハット、株式会社グルメ杵屋、株式会社サガミチェーンを選択し、指標としてEBITDAマルチプルを用いました。

アイ・アール ジャパンが各評価手法に基づき算出した交換比率（当社の普通株式1株に割り当てられるH2オリテイリングの普通株式の割当株数）は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価平均法	0.96~1.02
DCF法	0.43~1.01
類似会社比較法	0.81~1.07

アイ・アール ジャパンは、上記株式交換比率の算定に際して両社から受領した事業計画及びヒアリングの実施により聴取した情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであること、かつ、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でアイ・アールジャパンに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

また、アイ・アール ジャパンは、両社とその子会社・関連会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

アイ・アール ジャパンによる株式交換比率の算定は、平成26年5月8日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、アイ・アールジャパンがDCF法による評価に使用した両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

一方、MUTBは、当社が東京証券取引所JASDAQ、H2オリテイリングが東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在していることから、両社の普通株式について市場株価平均法により算定を行いました。加えて、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映する目的から、両社から受領した将来の事業計画とヒアリングにより得た情報に基づき、DCF法による算定を行いました。

MUTBは、市場株価平均法については、両社とも、平成26年5月8日を算定基準日として、算定基準日、定基準日以前の1ヶ月間（平成26年4月9日から平成26年5月8日まで）、算定基準日以前の3ヶ月（平成26年2月10日から平成26年5月8日まで）、算定基準日以前の6ヶ月間（平成25年11月11日から平成26年5月8日まで）の東京証券取引所における両社の普通株式の単純終値平均に基づき算定を行いました。

DCF法については、割引率は加重平均資本コストを使用し、当社の割引率は3.25%~3.75%を採用し、H2オリテイリングの割引率は6.25%~6.75%を採用しております。継続価値の算定においては永久成長率法を採用し、両社ともに永久成長率を-0.25%~0.25%としております。MUTBがDCF法による算定において前提とした、H2オリテイリングの平成26年度から平成29年度までの利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。当社の平成26年度から平成29年度までの利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、受領した財務予測には本株式交換の実施によるシナジー効果等の影響は含まれておりません。

MUTBが各評価手法に基づき算出した交換比率（当社の普通株式1株に割り当てられるH2Oリテイリングの普通株式の割当株数）は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
市場株価平均法	0.97～1.02
DCF法	0.69～1.15

MUTBは、上記株式交換比率の算定に際して両社から受領した事業計画及びヒアリングの実施により聴取した情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであること、かつ、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でMUTBに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

また、MUTBは、両社とその子会社・関連会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

MUTBによる株式交換比率の算定は、平成26年5月8日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、MUTBがDCF法による評価に使用した両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成26年8月1日をもって当社はH2Oリテイリングの完全子会社となり、完全子会社となる当社の普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て平成26年7月29日に上場廃止（最終売買日は平成26年7月28日）となる予定です。上場廃止後は、東京証券取引所において当社の普通株式を取引することはできなくなりますが、当社の株主の皆様には、本株式交換契約に従い、上記(3)②「本株式交換に係る割当ての内容」に記載のとおり、H2Oリテイリングの株式が割り当てられます。

本株式交換の目的は、上記(2)「本株式交換による完全子会社化の目的」に記載のとおりであり、当社の上場廃止そのものを目的とするものではありませんが、結果として、当社の株式は上場廃止となる予定です。本株式交換により当社の株主の皆様には割り当てられるH2Oリテイリングの株式は、東京証券取引所に上場しており、当社の株式を1,000株以上保有し、本株式交換によりH2Oリテイリングの単元株式数である1,000株以上の普通株式の割当てを受ける株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性があるものの、本株式交換後においても1単元(注)以上の株式について引き続き東京証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を提供できるものと考えています。

1,000株未満の当社の株式を保有する株主の皆様には、H2Oリテイリングの単元株式数である1,000株に満たないH2Oリテイリングの株式が割り当てられます。これらの単元未満株式については、金融商品取引所市場において売却することはできませんが、上記(3)②(注)3.「単元未満株式の取扱い」に記載のとおり、H2Oリテイリングに対して保有している単元未満株式の買取り、又はその保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを請求することができます。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である平成26年7月28日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有する当社の普通株式を従来どおり取引できます。

(注) 上記(3)②(注)3.「単元未満株式の取扱い」なお書きに記載しておりますとおり、H2Oリテイリングでは、平成26年9月1日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株へ変更するとともに株式併合（2株を1株へ併合）を予定しております。H2Oリテイリングの株式は、本株式交換の効力発生日から平成26年8月26日までは1,000株単位での取引が可能であります。単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日が平成26年9月1日（予定）であることから、平成26年8月27日以降の売買より、H2Oリテイリングの株式は100株単位での取引が可能となります。

なお、H2Oリテイリング株式100株は、本株式交換の効力発生日から平成26年8月31日までの間においては、本株式交換前の当社株式100株に相当することになり、平成26年9月1日に予定されている株式併合の効力発生日以降においては、本株式交換前の当社株式200株に相当することになります。従って、本株式交換前に1,000株以上の当社株式を保有する株主の皆様は、本株式交換後引き続き東京証券取引所において取引が可能であり、200株以上の当社株式を保有する株主の皆様は、平成26年9月1日以降においても東京証券取引所での取引が可能となります。



(6) 公正性を担保するための措置

H2オリテイリング及び当社は、H2オリテイリングが既に当社の総株主の議決権の73.44%（発行済株式総数の73.17%）を保有していることから、本株式交換における株式交換比率その他本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

① 第三者算定期間からの算定書の取得

本株式交換に際して、公正性を担保することを目的として、H2オリテイリング及び当社はそれぞれ個別に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼しております。H2オリテイリングは第三者算定機関であるアイ・アール ジャパンに、当社は第三者算定機関であるMUTBに、それぞれ本株式交換に関する株式交換比率の算定を依頼いたしました。なお、H2オリテイリング及び当社は、上記第三者算定機関より、合意された株式交換比率がそれぞれの株主の皆様にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）は取得していません。

H2オリテイリング及び当社は、第三者算定機関による算定結果を踏まえ、それぞれ両社の財務状況、業績動向、株価動向等のその他の要因を総合的に勘案し、両社で株式交換比率について慎重に協議・交渉を進めた結果、本日の両社の取締役会において、本株式交換に関する株式交換比率は両社の株主の皆様にとり妥当なものであると判断し、上記(3)②「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを合意いたしました。

② 独立した法律事務所からの助言

H2オリテイリングは、本株式交換の法務アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、西村あさひ法律事務所は、H2オリテイリング及び当社との間で重要な利害関係を有しません。

他方、当社は、本株式交換の法務アドバイザーとして、第一法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、第一法律事務所は、H2オリテイリング及び当社との間で重要な利害関係を有しません。

(7) 利益相反を回避するための措置

H2オリテイリング及び当社は、既に当社の総株主の議決権の73.44%（発行済株式総数の73.17%）を保有しているH2オリテイリングが当社を完全子会社化するものであり、利益相反関係が存在することから、利益相反を回避するために以下の措置を実施しております。

① H2オリテイリングにおける、利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認

H2オリテイリングの取締役のうち、当社の取締役を兼務する森忠嗣氏及び林克弘氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、H2オリテイリングの取締役会における本株式交換に関する議案の審議及び決議には参加せず、本株式交換に係る協議・交渉にも参加していません。

また、H2オリテイリングの監査役のうち、当社の監査役を兼務する小西敏允氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、H2オリテイリングの取締役会における本株式交換に関する議案の審議には参加しておらず、何らの意見表明も行っておらず、本株式交換の協議及び交渉に参加していません。

H2オリテイリングの取締役会における本株式交換に関する議案は、H2オリテイリングの取締役9名のうち、上記2名を除く7名の全員一致により承認可決されており、かつ、H2オリテイリングの監査役4名のうち、上記1名を除く監査役3名が出席し、その全員が本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

② 当社における、利害関係を有しない第三者からの意見の取得

当社は、本株式交換を検討するに当たり、支配株主であるH2オリテイリングと利害関係を有しない当社の社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている椿本雅朗氏及び草尾光一氏に、東京証券取引所の定める規則に基づき、本株式交換に関する当社の決定が当社の少数株主の皆様にとって不利益なものでないか否かに関する検討を依頼しました。両氏からは、本株式交換に関して慎重に検討した結果、本株式交換の目的、交渉過程の手続、本株式交換の株式交換比率の公正性、及び当社の企業価値向上などの観点から総合的に判断して、当該決定が当社の少数株主の皆様にとって不利益でない旨の意見を取得しております。

③ 当社における取締役会に参加した取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役のうち、H2オリテイリングの取締役を兼務する森忠嗣氏及び林克弘氏は、利益相反を回避する観点から、当社の取締役会における本株式交換に関する議案の審議及び決議には参加せず、本株式交換の協議及び交渉にも参加していません。

当社の取締役のうち、H2Oリテイリングの顧問であり、平成23年3月31日までH2Oリテイリングの完全子会社である株式会社阪急阪神百貨店の執行役員であった後藤秀明氏及びH2Oリテイリングの顧問であり、平成25年3月31日まで株式会社阪急阪神百貨店の執行役員であった中本孝氏は、H2Oリテイリングの立場で本株式交換の協議及び交渉に関与しておりませんので、取締役会の定足数を確実に満たすため、取締役会における本件株式交換に関する審議および決議に参加しております。ただ、利益相反のおそれを回避する観点から、念のため、かかる審議及び決議に先立ち、まず、当社の取締役6名のうち、上記4名を除く2名の取締役により、本株式交換に関する審議を行い、その全員一致で本株式交換に関する議案を承認可決した上で、その後、後藤秀明氏及び中本孝氏を含む4名の取締役によりあらためて本株式交換に関する審議を行い、その全員一致で本株式交換に関する議案を承認可決しております。

また、当社の監査役のうち、H2Oリテイリング監査役を兼務する小西敏允氏は、利益相反を回避する観点から、当社の取締役会における本株式交換に関する議案の審議には参加しておらず、何らの意見表明も行っておらず、本株式交換の協議及び交渉に参加しておりません。当社の監査役4名のうち、上記1名及び欠席した椿本雅朗氏を除く監査役2名が出席し、その出席した監査役全員が本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

(8) 本株式交換による完全子会社化後の状況

	株式交換完全親会社
名称	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
所在地	大阪府大阪市北区角田町8番7号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 鈴木 篤
事業内容	グループ会社の経営企画・管理
資本金	17,796百万円
決算期	3月31日
純資産	現時点では確定していません。
総資産	現時点では確定していません。

以上